

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目	1 2 (継 続)	提案日	第 1 5 回 協 議 会	協議日	第 1 6 回 協 議 会
			平成 1 7 年 1 2 月 1 日		平成 1 8 年 1 月 1 3 日
協議項目	特別職の身分の取扱い (その 3)			関係項目	
調整方針(案)	新市の特別職の報酬等の額及び手当の支給基準は、特別職報酬等審議会の答申のとおりとする。 地域自治区長及び地域協議会委員の報酬等の額等は、助役会に一任する。			協議結果	
関係資料	<p>協議経過</p> <p>第 6 回合併協議会 (平成 16 年 11 月 29 日) 確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期及び人数 市長、公平委員、教育長、教育委員及び選挙管理委員の任期は、法令の定めるところによる。 助役 1 名、収入役 1 名、地域自治区長 2 名、監査委員 3 名、固定資産評価審査委員 3 名を置き、任期は、法令の定めるところによる。 その他の特別職の人数及び任期は、合併までに調整する。 ・報酬等 特別職の報酬の額及び支給方法等については、合併協議会に特別職報酬審議会を設置し、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を参考に、合併までに調整する。 <p>第 14 回合併協議会 (平成 17 年 8 月 11 日) 確認事項</p> <p>別紙のとおり、伊那市・高遠町・長谷村合併協議会特別職報酬等審議会設置規程を定める。 (別紙規程省略)</p> <p>特別職報酬等審議会の開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 10 月 12 日 (水) 第 1 回特別職報酬等審議会 (審議手順等の決定) ・平成 17 年 11 月 10 日 (木) 第 2 回特別職報酬等審議会 (諮問案の検討) ・平成 17 年 11 月 14 日 (月) 正副委員長が合併協議会長に一部再諮問を要請 ・平成 17 年 11 月 25 日 (金) 第 3 回特別職報酬等審議会 (答申書の作成) ・平成 17 年 11 月 25 日 (金) 合併協議会正副会長会 (答申) <p>特別職報酬等審議会の答申 別紙「特別職の報酬等の額、手当の支給基準について (答申)」</p>				